

令和8年度 第1回 東京都北区おたがいさま地域創生会議 次第

令和8年8月19日（水）15時30分～
北とぴあ 7F 第一研修室

I 開 会

II 議 題

1. 令和8年度 第1層生活支援コーディネーター活動計画
2. テーマ別協議の場の動き
3. その他

III 閉 会

資料1	委員名簿
資料2	東京都北区おたがいさま地域創生会議設置要綱
資料3	令和8年度 おたがいさま地域創生会議（スライド）
資料3-1	クーリングシェルター設置図

東京都北区おたがいさま地域創生会議委員（R8.4.1）

氏 名	備 考
藤原 佳典	学識経験者（東京都健康長寿医療センター研究所 副所長）
碓井 亘	東京都北区医師会代表
大場 庸助	東京都滝野川歯科医師会代表
阿藤 護	町会・自治会代表
田中 義正	民生委員・児童委員代表
平井 孝明	地域活動（ボランティア）団体代表
丸野 由美子	商店街連合会代表
大場 栄作	介護サービス事業者代表
卜部 吉文	介護予防事業者代表
熊木 慶子	地域包括支援センター（生活支援コーディネーター）代表
飯野 加代子	社会福祉協議会（地区担当者・生活支援コーディネーター）
佐藤 己喜人	シルバー人材センター事務局長
筒井 久子	福祉部長
笠松 恒司	健康部長
寺田 雅夫	都市整備部長

【事務局】

高齢福祉課長	新井 好子	地域福祉課長	島田 司
長寿支援課長	村尾 雄一郎	介護保険課長	小野 祐子
健康政策課長	菊池 亜紀子		

東京都北区おたがいさま地域創生会議設置要綱

28北福高第2771号

平成29年3月13日区長決裁

(設置)

第1条 高齢者、介護者及びその家族等が住み慣れた地域で安心して、自分らしい生活が続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48第1項に規定する会議（地域ケア推進会議）及び法第115条の45第2項第5号に規定する事業を推進するための会議（協議体）として、東京都北区おたがいさま地域創生会議（以下「創生会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の情報共有及び連携強化の構築に関すること。
- (2) 地域課題の発見及び解決に関すること。
- (3) 地域の社会資源の集約及び活用に関すること。
- (4) 生活支援体制整備のためのサービス資源の開発、人材育成及び人材確保に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

2 創生会議で協議された事項は、必要に応じ区長に提言することができる。

(委員の構成)

第3条 創生会議は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、別表のとおりとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の委嘱若しくは任命の日から3年を経過する日まで又は東京都北区介護保険条例（平成12年3月東京都北区条例第12号）第14条に規定する運営協議会の委員としての任期が満了する日のいずれか早い日までとする。ただし、任期中に別表の委員の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 創生会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうち会長が指名する。

3 会長は、創生会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 創生会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 創生会議は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 創生会議の庶務は、福祉部高齢福祉課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年3月13日から施行する。

付 則 (令和4年3月3日副区長専決3北福高第2686号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則 (令和8年6月10日副区長専決8北福高第1603号)

この要綱は、令和8年6月10日から適用する。

別 表（第3条関係）

医師代表

歯科医師代表

学識経験者

町会・自治会代表

民生・児童委員代表

地域活動（ボランティア）団体代表

商店街連合会代表

介護サービス事業者代表

介護予防事業者代表

社会福祉協議会（地区担当者・生活支援コーディネーター）

地域包括支援センター（生活支援コーディネーター）代表

シルバー人材センター事務局長

福祉部長

健康部参事（地域保健担当）

都市整備部長

令和8年度

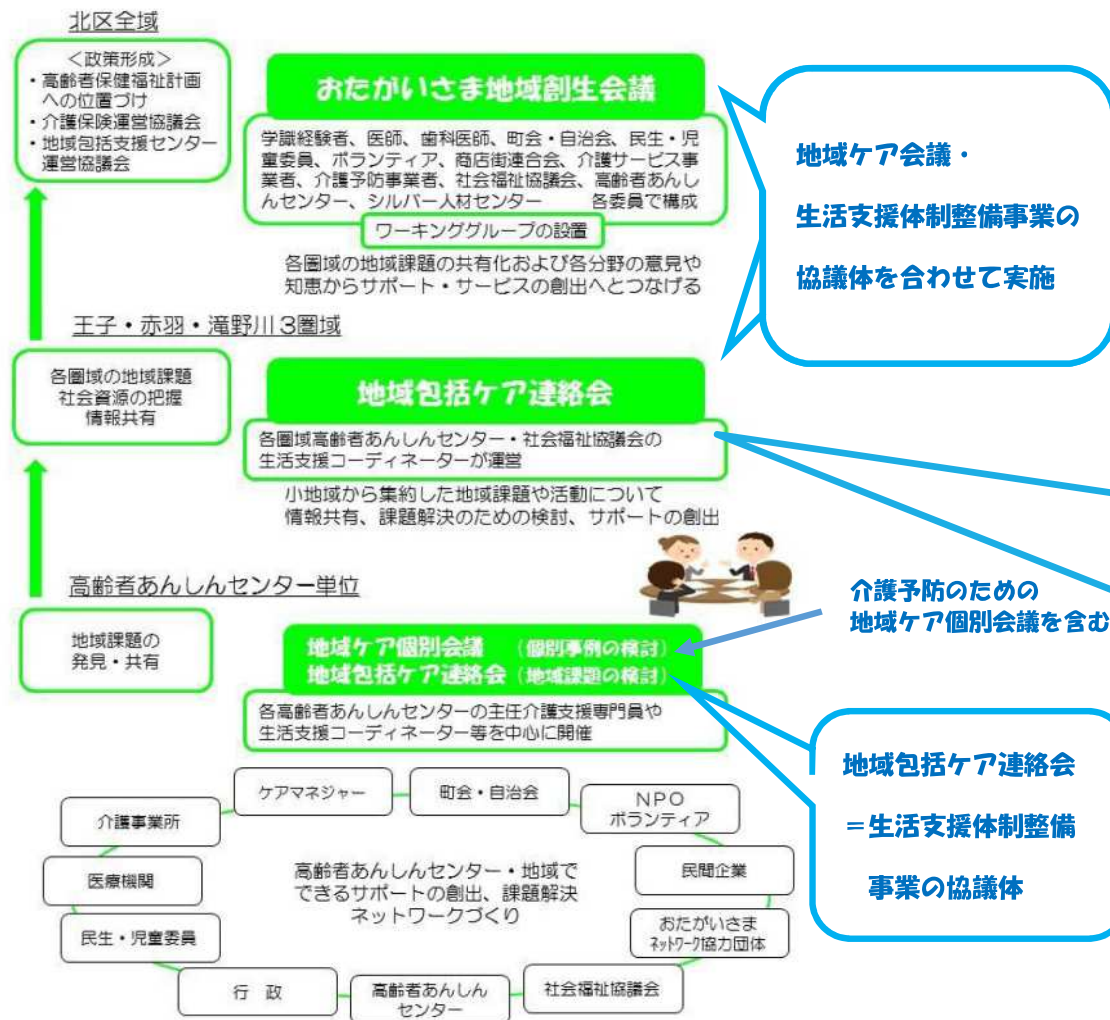
第1回

おたがいさま地域創生会議

令和8年度 第1層生活支援コーディネーター活動計画

- (1) 第2層生活支援コーディネーターへのヒアリングを通して、活動目標の共有と経験の浅い職員へのフォローアップ
- (2) 「テーマ別協議の場」を2つのワーキンググループとして開催し、おたがいさま地域創生会議へ提言・その後仕組みづくりにつなげていけるよう働きかける
- (3) 2か年で行ってきたテーマ別協議の場の振り返りと令和9年度以降の検討を行う
- (4) NPO等、広域の社会資源とのネットワークづくりのための情報交換会を計画
- (5) 北区の介護予防・日常生活支援総合事業とかかわる生活支援体制整備事業の方向性について長寿支援課と意見交換や情報収集を行う

北区における地域ケア会議と協議体



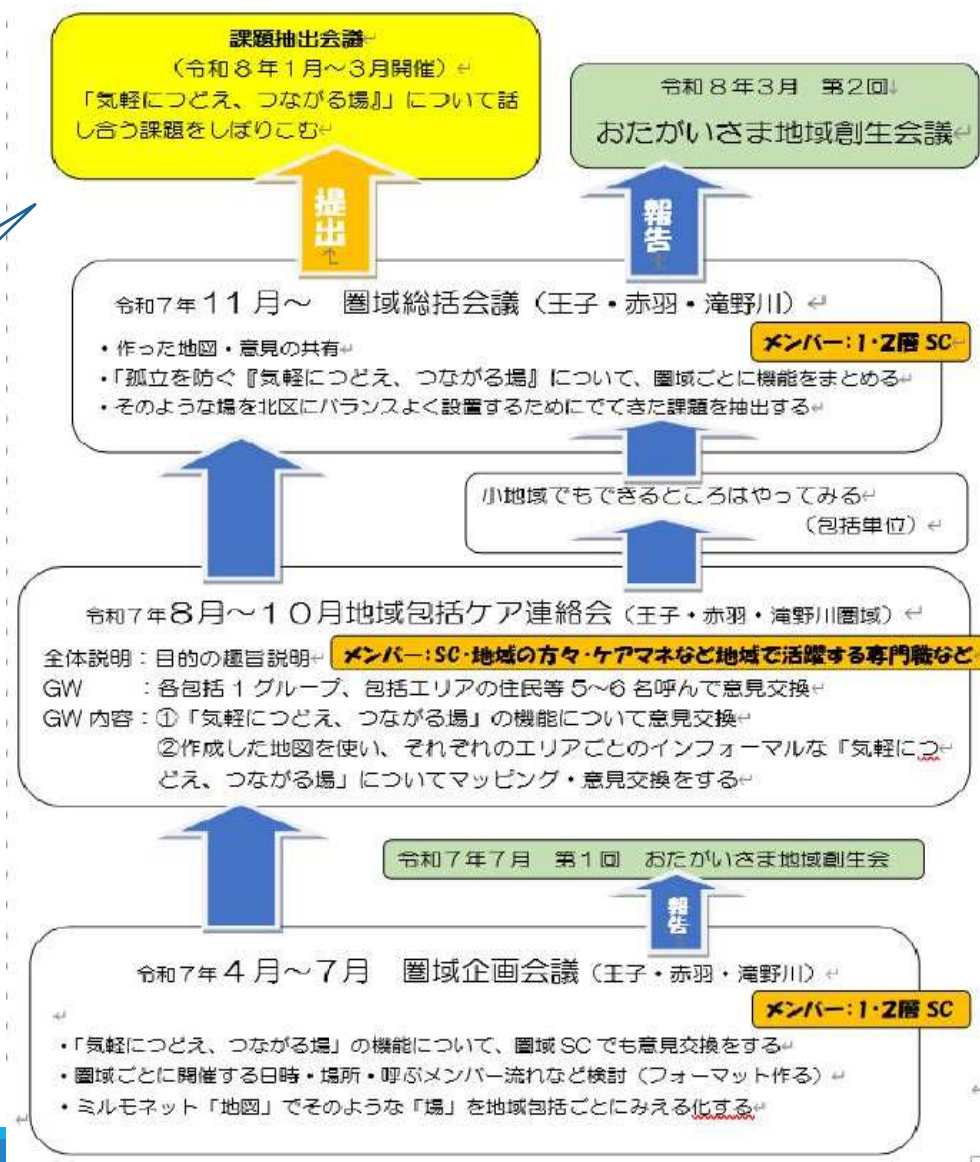
今までは、16包括からでた地域課題を、王子・赤羽・滝野川という3つのエリア行う「地域包括ケア連絡会」で協議。

令和7・8年度は形を変え
令和7年度に出た「場」についての課題を整理し、
令和8年度は2つのテーマで行う
「テーマ別協議の場」として
2層生活支援コーディネーターと
1層生活支援コーディネーター協働で
ワーキンググループ的に運営

令和7年度 圏域地域包括ケア連絡会の動き

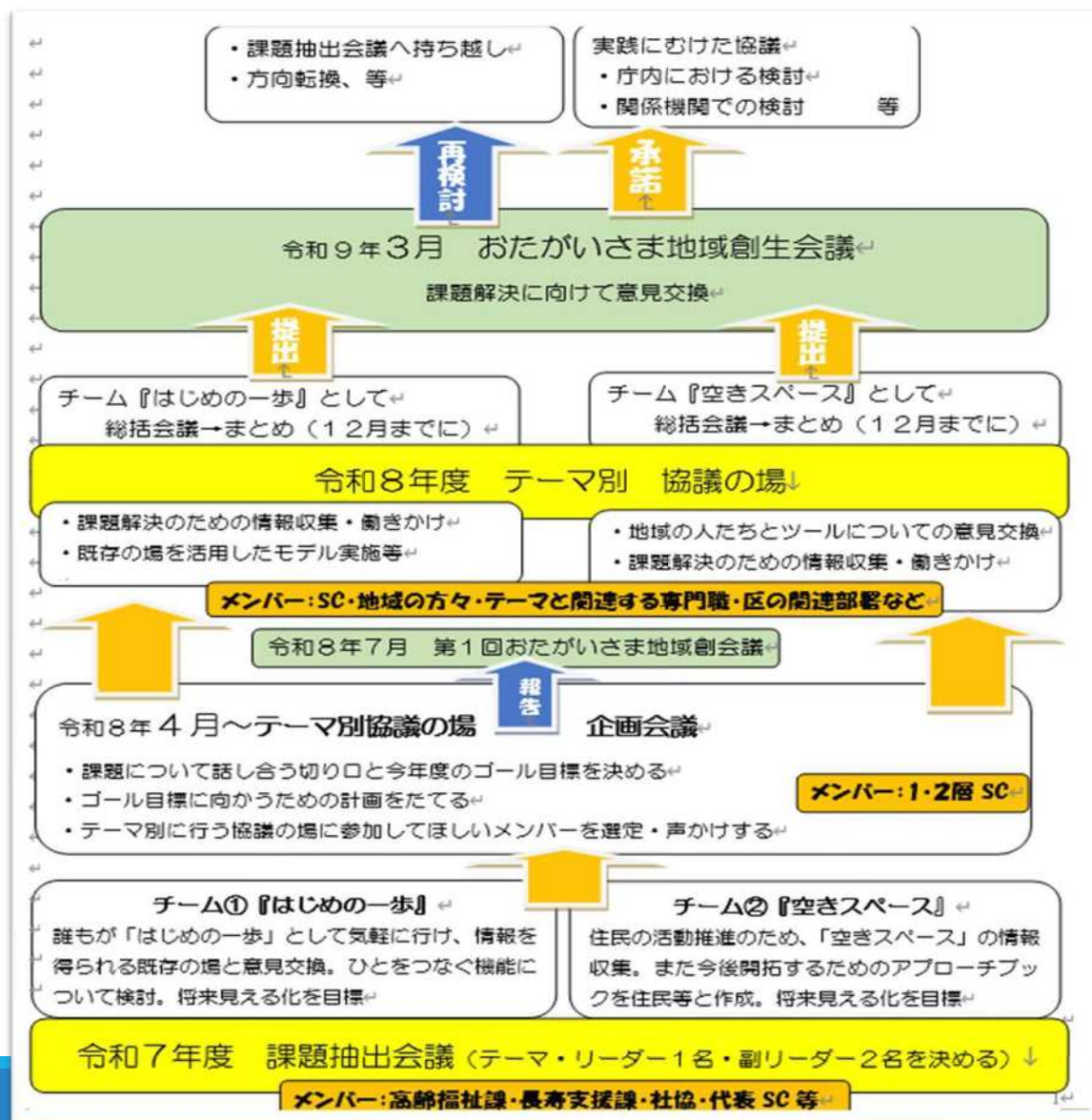
高齢福祉課・長寿支援課・社協・包括職員代表3名で構成された課題抽出会議を開催。
地域包括ケア連絡会の内容から、令和8年度に検討する2つのテーマを絞り込み

全包括で「気軽につどえ、つながる場」についての地域包括ケア連絡会を開催



令和8年度 テーマ別協議の場の動き

令和7年度、課題抽出会議で選ばれた2つのテーマをもとに、現在ワーキンググループが進行中



空きスペースチーム 中間報告



リーダー
サブリーダー
メンバー

飛鳥晴山苑
みずべの苑 ・ 桐ヶ丘やまぶき荘
赤羽 ・ 赤羽北 ・ 浮間
西が丘園 ・ 十条

テーマ①

『空きスペース』	
課題	①孤立予防のための、活動・参加しやすい（安価・近隣の）活動場所がない。 ②公的な活動場所はお金もかかり、既存のグループで取り合いになっている ③開拓するのも難しい
考察	①場所があっても活動スペースの見える化されているものがない。 ②公的の場所以外にも、社会福祉法人など場所貸しに協力してくれそうなのところがありそう。 ③空きスペースを知っている人たちも、なぜ貸してほしいのか目的も相談窓口もがわからない。
解決策	『空きスペース』をキャッチするための仕組みづくり →ゆくゆくは見える化を目指す ・住民主体の場所を近隣に増やすために場所の開拓・見える化をしていく ・開拓をするためには、地域に説明していくための共通のツール（なぜ場が必要か、というアプローチブック的なもの）とわかりやすい窓口が必要。
ツールができた ら働きかけ をしたい場	・社会福祉法人部会 ・商店街・企業 ・公的機関（高齢分野以外） ・子ども・障害分野などの、空いている日のスペース
モデルにできないかな	・アプローチブックを使っでの働きかけ第1弾は社会福祉法人部会でどうか。

空きスペースチームが発足した経緯

住民

- ・何か活動したいが徒歩圏内に活動できる場所がない
- ・公的な場所は予約がバッティングしてしまう

生活支援Co

- ・住民が自主的に活動できる場が増えることを推進
- ・両者をつなぐ仕組みづくりを検討

場所を持っている施設等

- ・フリーで人に貸すには不安がある。
- ・場所はあるが、どのように発信していいのかわからない。

令和8年度からの動き

①

企画会議

- 令和8年度のゴール目標・スケジュール作成
- あきスペースを増やすためのアプローチブックの内容を検討

②

ヒアリング調査

- 現在空きスペースを貸してくれている団体にヒアリング調査
(合計 15団体)

③

情報交換会

- 空きスペースを貸してくれており、日程のあった団体と情報交換会(参加団体 7団体)

アプローチブックとは...

ある目的を達成するために、相手への働きかけ方や事例、進め方を整理した“営業・提案・活動支援用の資料”のこと

(企業の営業などで使われている)

→今回は「使っていない場所を地域活動の場として貸してもらいたい」という場合、場所の所有者や施設に対して、

- なぜ地域の場所を貸してほしいのか
- 貸すことでどんなメリットがあるのか
- 実際に貸している施設等の事例
- 不安や疑問への回答
- ...などをまとめた資料として作成中

※イメージ写真



活動の場づくり 情報交換会



参加団体

社会福祉法人 飛鳥晴山苑

十条仲原二・四丁目町会

志茂四丁目町会

しげんcafeわくわく(NPO法人わくわくかん)

NPO法人 彩結び

ピーコック(自主グループ)

介護老人保健施設「さくらの杜」

ヒアリング・情報交換会から得られた意見

＜貸し出し経緯＞

- ・町会への加入も見据えながら「地域に開かれた交流拠点」として積極的に貸し出し(町会)
- ・地域の話し合いで「場所がない」という話を聞いて、荷物置き場となっていた元店舗を貸すことに(自主グループ)
- ・開設設計時点から「地域交流スペース」の設置が組み込まれていた(社会福祉法人)
- ・集客や対象分野以外の人たちとも交流できる機会として(NPO) ...等

目的	特徴	該当例
① 地域貢献・地域交流	「地域に開かれた施設」として提供	特養、老健、町会会館など
② 地域との関係づくり	顔の見える関係づくり、相談窓口化	高齢者施設、包括関連
③ 広報・認知度向上	施設や法人を知ってもらう	デイサービス、寺院など
④ 事業・活動支援	起業、サークル、住民活動の場提供	カフェ、レンタルスペース

場所を貸すことのメリット

(1) 地域交流の促進

貸出を行うことで、地域住民同士の交流や新たなつながりが生まれている。特に定期的な体操教室やサロン活動では、継続的な参加によって利用者同士の関係性が形成され、閉じこもり予防や介護予防にも寄与している。

(2) 地域との接点づくり

福祉施設では、通常は接点を持ちにくい地域住民と関わる機会となり、施設への理解促進や相談しやすい関係づくりにつながっている。

(3) 新たな活動の創出

レンタルスペース等では、落語、ボードゲーム、講座、作品展示など、多様な活動が展開され、利用者同士の交流や新たな活動のきっかけとなっている。

場所を貸すことで困ったこと・課題 等

(1) 管理者の負担

- 鍵開け・閉め問題(団体によって工夫あり)
 - 予約申請方法・予約管理事務のわずらわしさ(団体のよって工夫あり)
- 特に職員配置が必要な福祉施設では、休日や営業時間外の貸出が負担となっている。

(2) ルール整備の不足

- 貸出開始時には信頼関係を前提として運営しているケースが多い一方で、利用者増加に伴い
- 清掃や片付けの不備
 - 備品破損など問題が起こり、規約の中に入れ込んだなどの話があった。
- また、空きスペースを貸し出すにあたり、修繕が家主負担になってしまうという話もあった。

(3) 利用ニーズとの調整

利用者の希望と施設条件との調整も課題となっている。

- 利用人数とスペース規模の不一致
- 場所は空いているが自転車置き場がない
- 町会以外の場所の利用者も多い(会員増加も目的にしていたが、そこにはつながっていない?)

今後の予定

④

ツール作成

- 集まった意見を生かしてアプローチブックの作成

⑤

アクション

- 社会福祉法人部会で説明・意見交換

⑥

総括会議

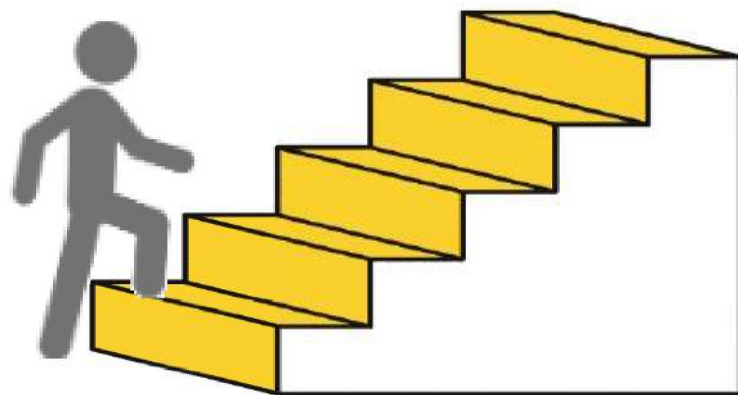
- 北区全域に空きスペースについてアプローチするための検討

委員の皆様からご意見いただきたいこと

- ・それぞれのお立場で、空きスペースをもっていたり、貸し出しをしたりしている事例があれば教えていただきたい
- ・貸す側として、「このような内容がアプローチブックに書いてあったら安心材料になる」というのがあれば、教えていただきたい

はじめの一步チーム 中間報告

R8年度 少しでも涼しく過ごせるように



リーダー
サブリーダー
メンバー

豊島
十条台 ・ 滝野川西
王子光照苑 ・ 新町光陽苑
東十条神谷 ・ 昭和町堀船
滝野川はくちょう

テーマ②

『はじめの一步』 ←	
課題←	①家族以外と会話が少ない「孤立している」元気高齢者が多い← ②既存の出来上がっているグループ活動に突然参加するにはハードルが高い← ③ふらっと立ち寄れ、地域や人につながるきっかけとなる場所がない←
考察←	①高齢者以外の若い世代でも「孤立している人」が多い← ②オープンにだれでも受け入れる場と仲間内で楽しみたい場所は違う← ③ふらっと立ち寄れる既存の場所はあるが、 <u>見える化されていない</u> ので行けない。また、新たに作るのは大変なので、既存の場を活用したい。←
解決策←	『はじめの一步』として、地域のつなぎとなってくれる既存の場の開拓 →ゆくゆくは見える化を目指す ← ・ふらっと立ち寄れ、各エリアで「次に行ける場」を見つけられるきっかけとなってくれる場の見える化。← ・そのような場の「共通する機能」の整理← (情報がある or 相談したらつないでくれる人がいる)←
活用したい場←	・クーリングシェルター（公的機関・薬局・スーパー・児童館など）← ・その他、地域で参加ハードルの低い「場」← ・多世代・他分野で活用できる場←
モデルにできないかな←	・クーリングシェルターを「場」として活用←

はじめの一步に至ったのは…

- ふらっと立ち寄れ、各エリアで「次に行ける場」を見つけられるきっかけとなってくれる場の見える化
- そのような場にあっという間と思う「機能」の整理
(情報がある?相談したらつないでくれる人がいる?緩やかな見守り?)

引用:課題抽出会議資料

令和8年度からの動き

①

企画会議

- 令和8年度のゴール目標・スケジュール作成
- 調査内容の打合せ・ヒアリング項目の打合せ

②

ヒアリング調査

- 環境政策課へ「涼みどころの現状」についてヒアリング

③

涼みどころ調査

- 涼みどころの現状・認知度・スタッフ・利用者の状況を把握するための調査

環境政策課と情報交換



環境政策課より
3名参加

ヒアリングで分かったこと

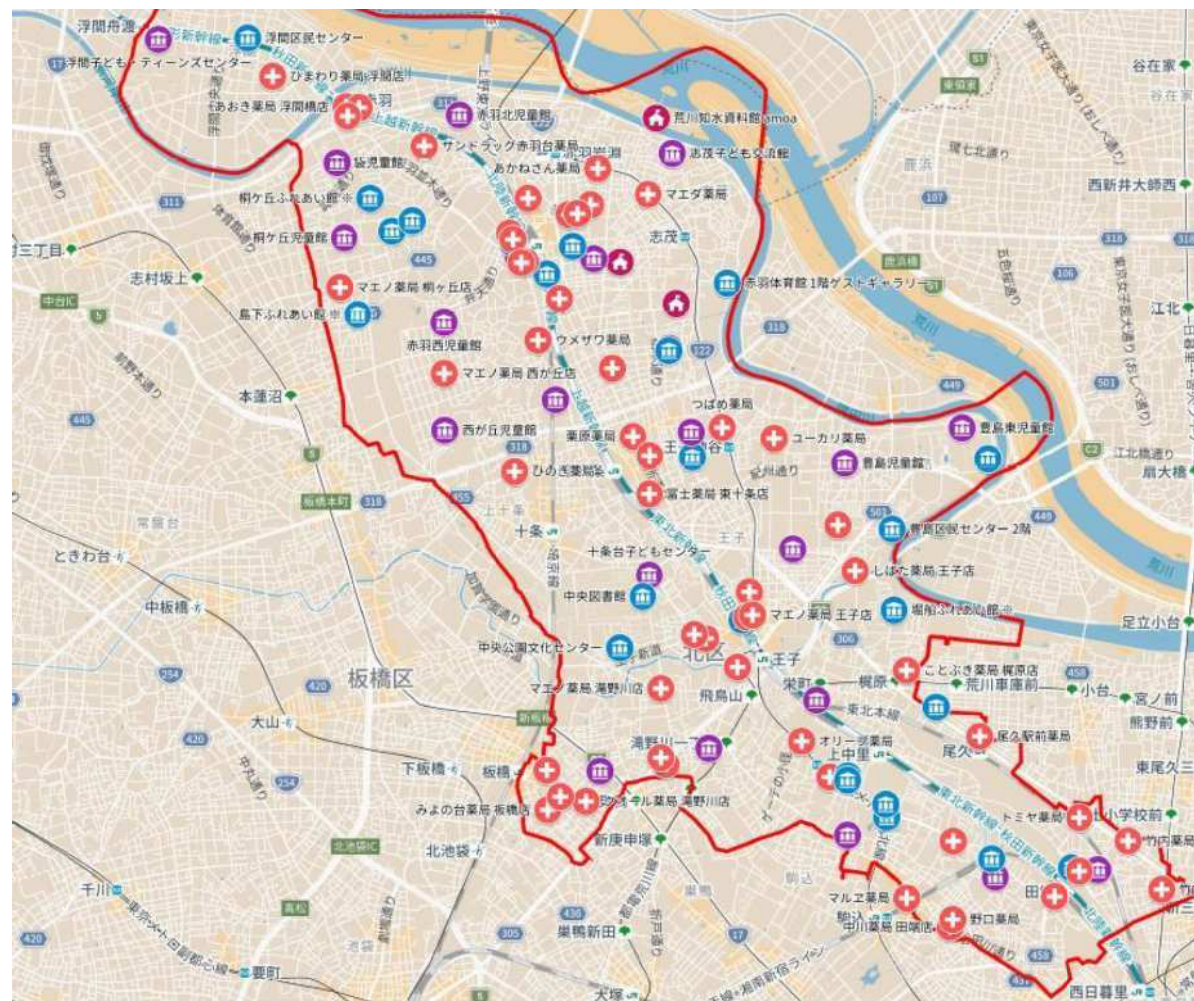
- 利用している人数や属性などは、分からない部分がある
- 誰でも使える所と、原則子どもとその保護者のみが対象の所がある
- 周知方法や可視化の改善を環境政策課としても検討している
(現在はSDGsの観点から紙での広報を控えている)



周知や機能強化に取り組むことは、包括支援センターと環境政策課、お互いにとってWIN-WINの関係になり得るのでは
→まずは、適した機能強化の仮説を立て、調査

北区

涼みどころの 設置図



このヒアリングを通して、
「はじめの一步チーム」で2つの仮説を設定

仮説 ①

涼みどころは近隣で誰しもがふらっと立ち寄れる場のため、周知度が上がると孤立しがちな人たちが初めの一步を踏み出しやすいのではないか

仮説 ②

涼みどころにおたがいさまネットワークの機能が加われば、北区の中の孤立予防のネットワークが強化されるのではないか

基礎調査 ～利用度～

涼みどころにはどのような人たちがどのくらい来ているのか。
利用度も含めた調査

調査

1

現地調査（簡易調査）
訪問し人数、性別などを
目視で確認

涼みどころ・クーリングシェルター簡易調査

調査時に入退室があった場合、目視確認時点での調査で問題ありません
（10人増えたなど大幅に増えた場合は、考慮いただきたいです）

※人数は半角で入力お願いします

調査期間 6/20～9/15



仮説 ①

涼みどころは近隣で誰でもふらっと立ち寄れる場のため、周知度が上がると孤立しがちな人たちが初めの一歩を踏み出しやすいのではないか

調査



2

サロン・カフェ等で
涼み処の認知度について
アンケート調査

仮説②

涼みどころにおたがいさまネットワークの機能が加われば、北区の中の孤立予防のネットワークが強化されるのではないか



店員

ほぼ毎日来店されて涼んでいるが、最近、見かけなくなった…
気になるけど、どこに相談すれば…



包括職員

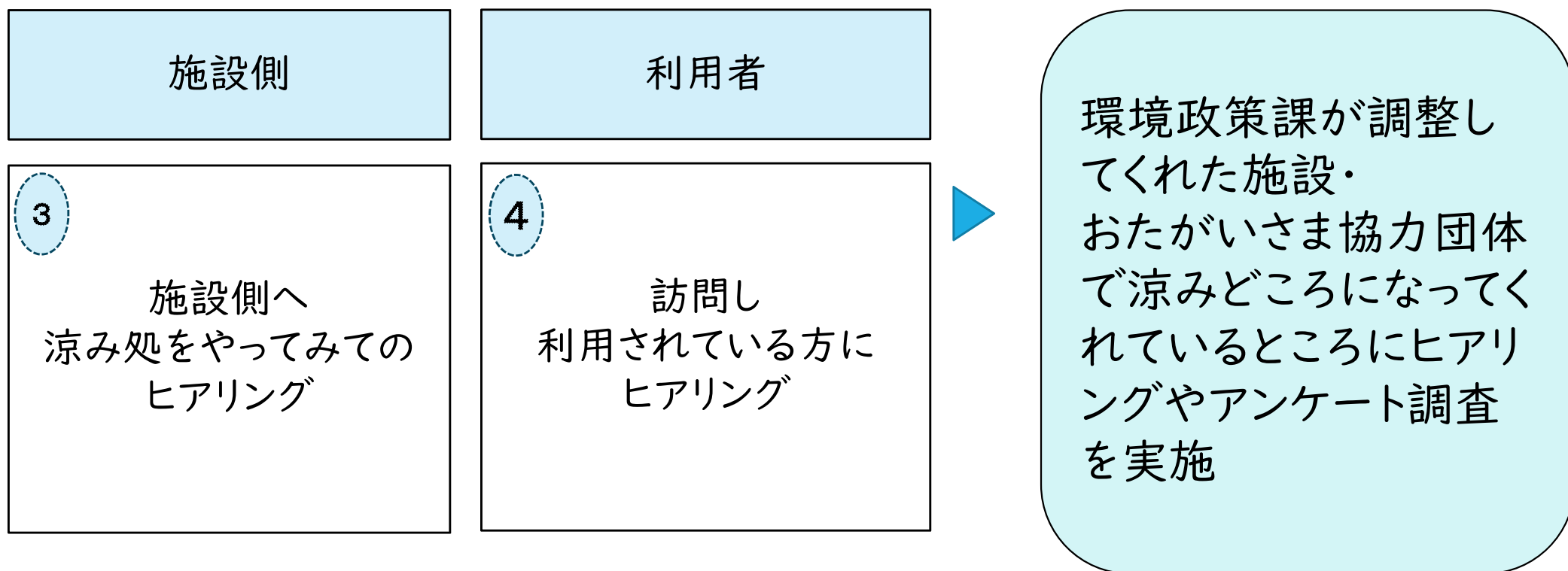
地域との関わりは希薄な方だが、涼み処ではよく見かける…
お店に確認したいけど…

個人情報に配慮しながら、協力関係を構築するには…

おたがいさま
ネットワーク協力団体？

仮説検証の調査が必要！

調査方法



今後の予定

④

調査結果
分析

- 涼みどころの利用度・周知度・スタッフの調査・利用者への調査を手分けをして実施

⑤

アクション

- 涼みどころのような場所にもってほしい機能について検討
- おたがいさま涼みどころについて検討

⑥

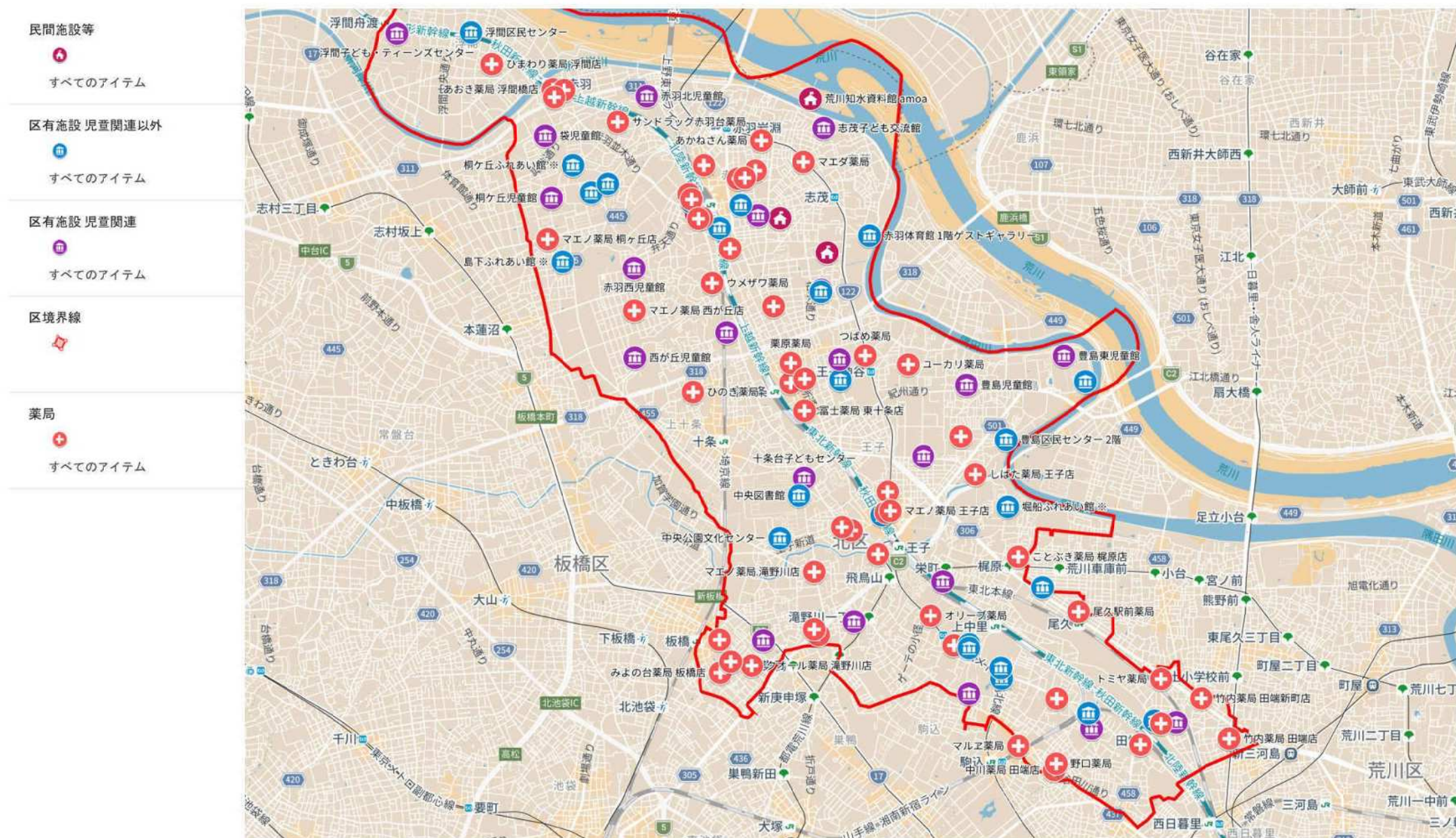
総括会議

- 涼みどころの一部に、はじめの一步が踏み出しやすい機能追加ができないかを検討

委員の皆様からご意見いただきたいこと

- ・委員の皆さんは涼みどころ(クーリングシェルター)について、どの程度ご存じでしたか。いかれたことはありますか
- ・それぞれのお立場で、涼みどころの周知を広げていくアイデアをいただきたい
- ・涼みどころのような機能を持った居場所は、ございますか

クーリングシェルター R8 (全104か所)



クーリングシェルター R8（児童とその保護者対象の場所を抜いたもの 83か所）



涼みどころ・クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）

※現在は1か所増えて104か所

民間施設等

	開設場所	住所	受入可能人数	圏域包括
1	赤羽中央総合病院	志茂1-19-14	10人	みずべ
2	荒川知水資料館 amoa	志茂5-41-1	5人	みずべ
3	イオンスタイル赤羽	神谷3-12-1		東十神谷
4	イトーヨーカドー 赤羽店	赤羽西1-7-1	20人	西が丘園

区内薬局

	開設場所	住所	受入可能人数	
1	アイン薬局 西ヶ原店	西ヶ原2-3-2	5人	晴山苑
2	あおき薬局 浮間橋店	赤羽北2-26-9	1～2人	赤羽北
3	あかねさん薬局	赤羽2-64-15 栃木屋ビル1F	2人	赤羽
4	赤羽調剤薬局	赤羽2-15-10 山田ビル1階	2～3人	赤羽
5	赤羽西口薬局	赤羽西1-39-6 ヴィルトー 101号	5人	西が丘園
6	あすか薬局	豊島3-8-5	5人	豊島
7	ウメザワ薬局	赤羽西2-21-16	5人	西が丘園
8	ウメザワ薬局 西巣鴨店	滝野川1-90-8-101	3人	晴山苑
9	ウメザワ薬局 滝三店	滝野川3-4-15 アキヤマビル1F	2人	滝野川西
10	尾久駅前薬局	昭和町2-8-3-101	3人	昭・堀
11	オリーブ薬局	西ヶ原2-13-2	2人	晴山苑
12	薬局ガレリア	赤羽2-24-11 ル・シャトー・ヴィラージュB号室	2人	赤羽北
13	クオール薬局 滝野川店	滝野川6-14-9 東京先端医療モールビル1階	2人	滝野川西
14	栗原薬局	東十条4-5-22	2人	東十神谷
15	ことぶき薬局 梶原店	堀船3-33-2	4人	昭・堀
16	さくら薬局 東十条店	東十条3-3-1 RJRプレシア東十条ガーデン 1階 1号室	2人	東十神谷
17	サンドラッグ赤羽台薬局	赤羽台4-11-8	2人	やまぶき
18	しばた薬局 王子店	豊島2-12-17	2人	豊島
19	しらゆき薬局	赤羽2-12-8 稲見ビル1F	2～3人	赤羽
20	しらゆり薬局 王子店	王子2-14-15	5人	光照苑
21	薬局 滝野川ファーマシー	滝野川2-4-17	2～3人	晴山苑
22	竹内薬局 田端新町店	田端新町2-19-13	2人	光陽苑
23	竹内薬局 田端店	田端新町1-20-14	2～3人	光陽苑
24	田辺薬局 赤羽東口店	赤羽1-38-6 中央ビル1階	3人	赤羽
25	田端あおい薬局	東田端1-14-1 MED田端101	2～3人	光陽苑
26	つばめ薬局	神谷1-15-1 センテニアル王子神谷A	3人	東十神谷
27	テン薬局 北赤羽駅前店	赤羽北2-31-16 アクトピア北赤羽壱番館101	10人	赤羽北
28	デイジー薬局 環八店	赤羽北2-24-24 パンイードビル102号室	1人	赤羽北
29	トミヤ薬局	田端新町3-15-14 トミヤビル101	2人	光陽苑
30	中川薬局 田端店	田端4-3-2	6人	はくちょう
31	野口薬局	田端4-6-4	4人	はくちょう
32	ハート薬局 王子店	王子本町1-18-4 ヴィーヴィル 1F	5人	十条台
33	ひのき薬局	十条仲原2-14-3	5人	十条
34	ひまわり薬局 浮間店	浮間3-22-5 二宮ビル1F	2人	浮間
35	フクシ調剤薬局	東十条5-17-11	5人	東十神谷
36	富士薬局 東十条店	東十条2-4-14	1人	東十神谷
37	マエダ薬局	志茂2-34-11	3人	みずべ
38	マエノ薬局	赤羽西1-4-12	5人	西が丘園
39	マエノ薬局 赤羽駅前店	赤羽西1-6-1 バルロード2 107号室	3人	西が丘園
40	マエノ薬局 赤羽西口店	赤羽西1-15-14 エル・ルージュ赤羽西101	4人	西が丘園
41	マエノ薬局 王子中央店	王子1-13-18	4人	光照苑
42	マエノ薬局 王子店	王子1-16-7	5人	光照苑
43	マエノ薬局 桐ヶ丘店	赤羽西6-17-1 トレディパーチェ桐ヶ丘1階	5人	西が丘園
44	マエノ薬局 滝野川店	滝野川3-66-10-102	2人	滝野川西
45	マエノ薬局 西が丘店	西が丘1-15-11	2～3人	西が丘園
46	マルエ薬局	中里2-1-2	2人	はくちょう
47	ミキ薬局 田端店	田端1-21-8 NSKビル1F	2人	はくちょう
48	みよの台薬局 板橋店	滝野川7-30-9	5人	滝野川西
49	みよの台薬局 銀座通り店	滝野川6-62-1 ライオンズST板橋滝野川101	5人	滝野川西
50	みよの台薬局 中里店	中里3-11-8	5人	はくちょう
51	ももの木薬局 赤羽南	赤羽南2-11-6	3人	赤羽
52	ヤハタ薬局	滝野川7-25-12	3人	滝野川西
53	雄飛堂薬局 王子本町店	王子本町1-19-12 第二大扇ビル1階	2～3人	十条台
54	ユーカリ薬局	豊島8-11-9	3人	豊島

涼みどころ・クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）

区有施設

	開設場所	住所	受入可能人数	
1	北とびあ 1階JTB跡地（赤ちゃん休憩室奥）	王子1-11-1	10人	光照苑
2	いきがい活動センター「きらりあ北」	王子5-2-5-101	15人	光照苑
3	豊島区民センター 2階	豊島3-27-22（豊島ふれあい館内）	5人	豊島
4	みどりと環境の情報館（エコベルデ）	豊島5-6-1（豊島五丁目遊び場内）	15人	豊島
5	堀船ふれあい館 ※	堀船3-7-12	9人	昭・堀
6	中央公園文化センター	十条台1-2-1	15人	十条台
7	中央図書館	十条台1-2-5	10人	十条台
8	神谷区民センター	神谷3-35-17	10人	東十神谷
9	赤羽文化センター	赤羽西1-6-1（ビビオ3階）	10人	西が丘園
10	赤羽区民事務所多目的ホール	赤羽1-1-38		赤羽
11	島下ふれあい館 ※	赤羽西6-10-12	10人	西が丘園
12	赤羽会館 1階PRコーナー	赤羽南1-13-1	20人	赤羽
13	赤羽体育館 1階ゲストギャラリー	志茂3-46-16	25人	みずべ
14	浮間区民センター	浮間2-10-2	8人	浮間
15	ぶらっとぼーむ桐ヶ丘	桐ヶ丘1-6-2-101	10人	やまぶき
16	桐ヶ丘ふれあい館 ※	桐ヶ丘2-7-43	10人	やまぶき
17	桐ヶ丘体育館 1階ロビー	赤羽台3-17-57	20人	やまぶき
18	滝野川健康支援センター	西ヶ原1-19-12	30人	はくちょう
19	滝野川会館 4階エレベーターホール待合スペース	西ヶ原1-23-3	20人	はくちょう
20	滝野川体育館 1階ロビー	西ヶ原2-1-6	30人	晴山苑
21	防災センター	西ヶ原2-1-6	10人	晴山苑
22	昭和町区民センター 2階共有スペース	昭和町3-10-7	8人	昭・堀
23	東田端ふれあい館	東田端2-20-51	10人	光陽苑
24	富士見橋エコ広場館	田端5-16-1	18人	はくちょう
25	王子東児童館	王子6-2-60	8人	光照苑
26	豊島東児童館	豊島5-5-9-120	5人	豊島
27	豊島児童館	豊島7-17-1	20人	豊島
28	東十条東児童館	東十条3-10-1	20人	東十神谷
29	十条台子どもセンター	中十条1-2-18 北区立障害者福祉センター3階	5人	十条台
30	八幡山子どもセンター	中十条4-15-7	6人	十条台
31	神谷子どもセンター	神谷3-35-17 神谷区民センター3階	15人	東十神谷
32	西が丘児童館	西が丘2-4-1	5人	西が丘園
33	赤羽西児童館	赤羽西4-42-9	10人	西が丘園
34	志茂子ども交流館	志茂5-18-3	10人	みずべ
35	赤羽児童館	赤羽南1-16-1-101	10人	赤羽
36	赤羽北児童館	赤羽北1-5-5	10人	赤羽北
37	袋児児童館	赤羽北3-7-2-101	5人	赤羽北
38	浮間子ども・ティーンズセンター	浮間4-29-32	20人	浮間
39	桐ヶ丘児童館	桐ヶ丘1-16-27-102	6人	やまぶき
40	滝野川東児童館	滝野川1-46-7 滝野川東区民センター4階	15人	晴山苑
41	滝野川西児童館	滝野川6-21-25	20人	滝野川西
42	西ヶ原子どもセンター	西ヶ原1-41-3	5人	はくちょう
43	栄町子どもセンター	栄町33-3	5人	昭・堀
44	東田端児童室	東田端1-12-14 東田端地域振興室3階	5人	光陽苑
45	田端児童館	田端5-10-6	30人	はくちょう

十条台	6
王子光照苑	6
豊島	7
十条	1
東十条・神谷	9
西が丘園	12
みずべの苑	5
赤羽	8
赤羽北	6
浮間	3
桐ヶ丘やまぶき荘	5
滝野川西	7
飛鳥晴山苑	7
滝野川はくちょう	10
昭和町・堀船	5
新町光陽苑	6
合計	103

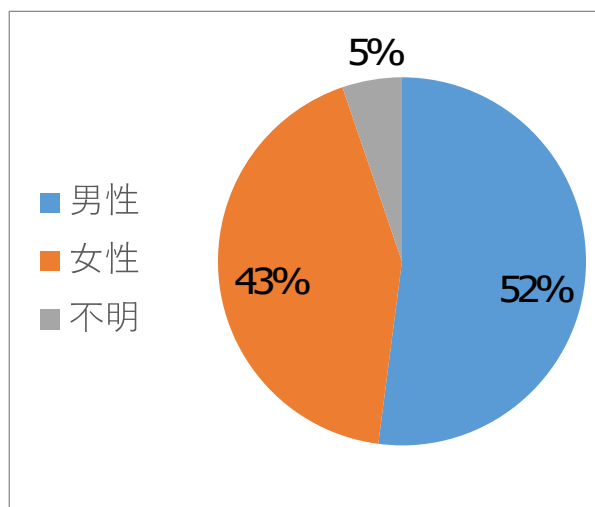
”涼み処（クーリングシェルター）” 簡易調査結果

(R8年8月12日時点)

調査総数：105件

1. 利用されていた方

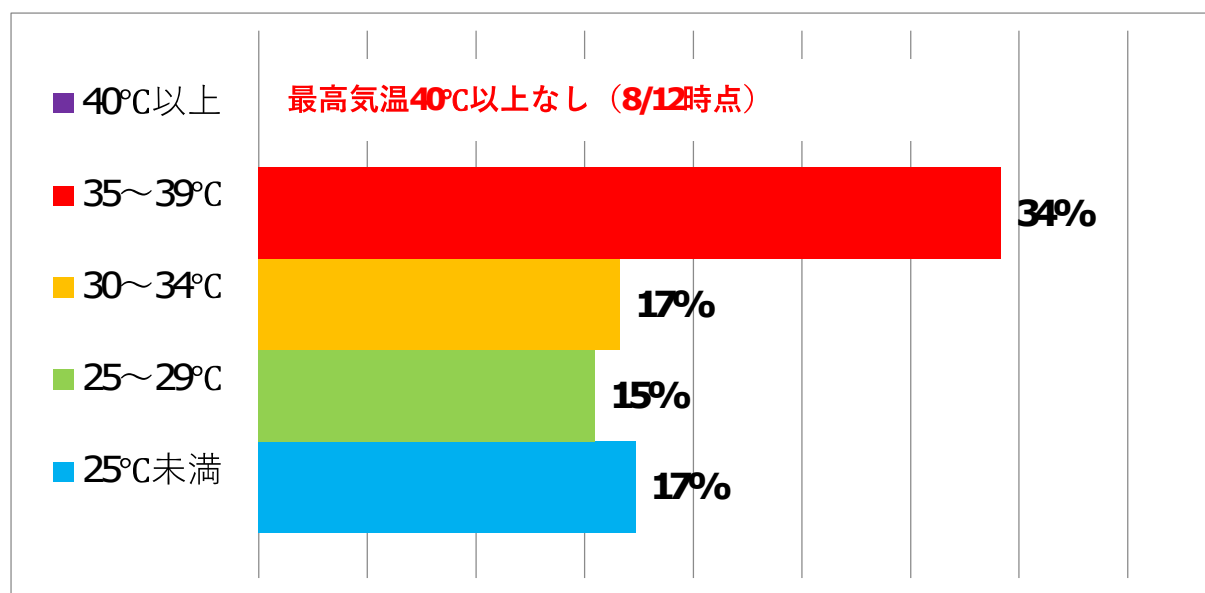
	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
男性	7	30	27	49	26	139
女性	11	23	18	23	39	114
不明						14



総計 267

- ・ 女性より男性の利用率が高い
- ・ 65～74歳の男性が一番多い

2. 施設の受入割合と気温の関係



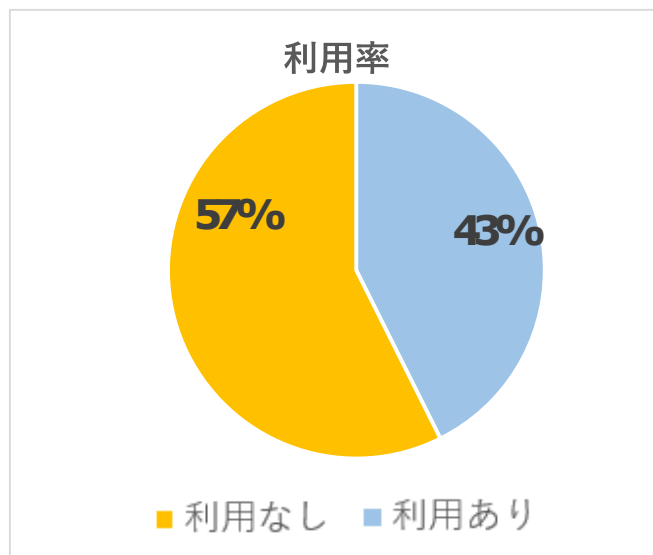
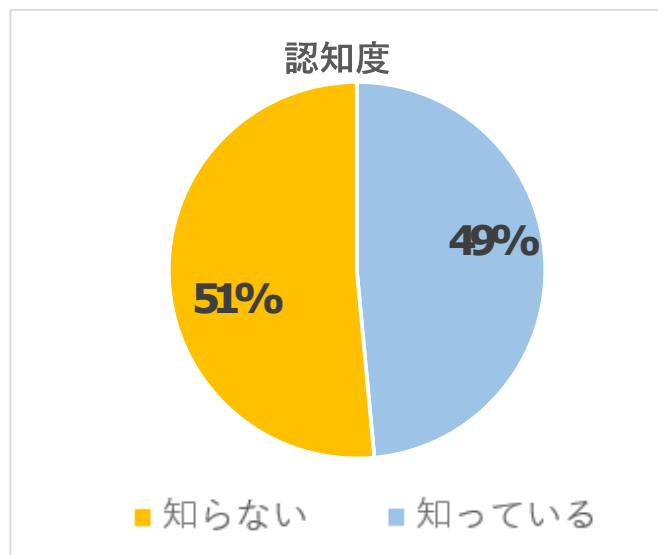
- ・ 猛暑日(35℃以上)は、施設の受入可能人数に対して、34%となっており、利用率が高い

”涼み処（クーリングシェルター）” 認知度調査結果

(R8年8月12日時点)

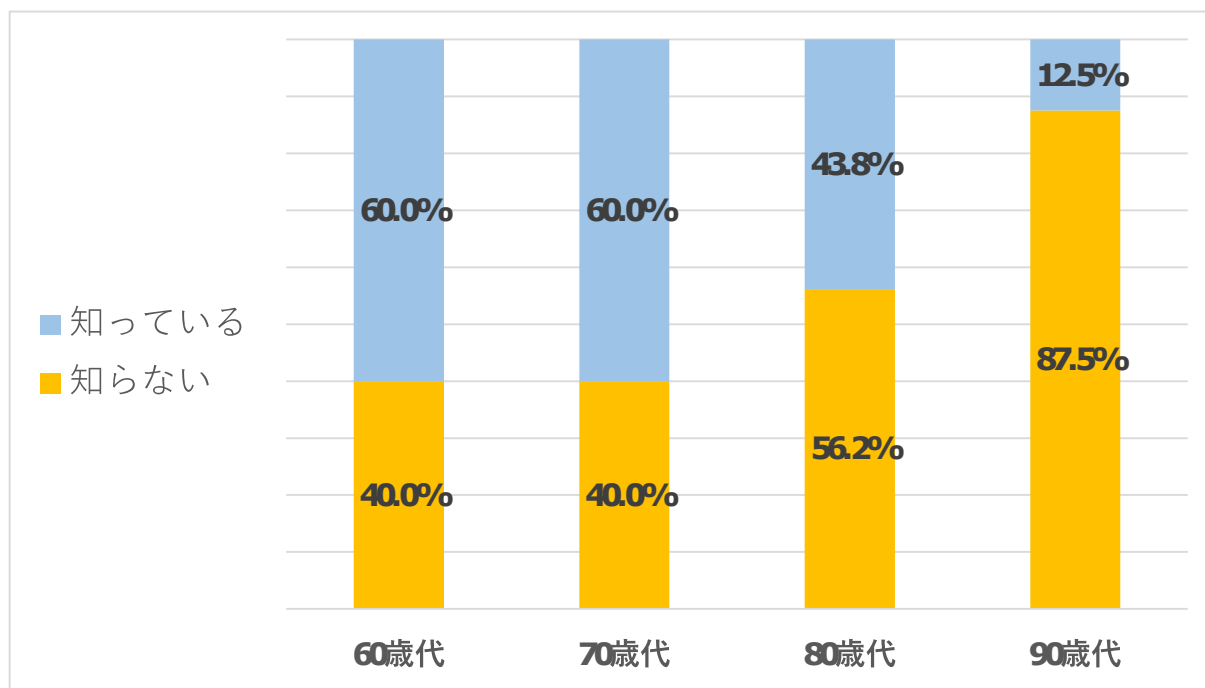
調査総数：244件

1. 全体の認知度と割合



- ・クーリングシェルターをしている割合は、約50%
- ・知っている人の中で、利用したことがある割合は、約40%

2. 年代ごとの認知度



- ・年代と共に認知度は、低くなる傾向がみられる